

役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人文京学院（以下、当法人という）の理事、監事および評議員（以下、役員等という）の報酬について定めることを目的とする。

（常勤・非常勤の区別により支給される報酬の種類）

第2条 常勤役員等には、役員報酬、役員賞与、期末報酬および役員退職金が支給され、非常勤役員等には、役員報酬、役員賞与および役員退職金が支給される。

2 評議員には、この法人の教職員でない者がその任にあたる場合は評議員報酬が支給されるが、この法人の教職員がその任にあたる場合は評議員報酬は支給されない。

（報酬の種類）

第3条 役員等の報酬の種類は、次のとおりとする。

1. 役員報酬 毎月定額支給される役員に対する報酬
2. 役員賞与 夏季および冬季に支給される賞与
3. 期末報酬 年度末に支給される賞与
4. 役員退職金 退任した役員等に支給される退職金
5. 評議員報酬 評議員会1回出席に対して評議員に支給される報酬

（報酬の個別支給額の決定）

第4条 役員等の報酬の個別支給額は、下記の事項を考慮して理事長が決定する。

1. 役員報酬は、次に掲げる報酬等の区分に応じて別表に定める範囲内かつ役員等の担当所管事項の職務内容に相当すると認めた額とする。
2. 役員賞与および期末報酬は、当法人に勤務する専任教職員に対する支給基準に準じた額又は定額とする。
3. 役員退職金は別に定める。
4. 評議員報酬は、別表に定める範囲内とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

1. 役員報酬 毎月25日（ただし、支払日が休日に当たるときは原則としてその前日に支払う。）
2. 役員賞与 毎年7月および12月
3. 期末報酬 毎年3月
4. 評議員報酬 毎月の評議員会出席回数分の報酬を合計し、翌月末に支給する。
5. 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定預金口座へ振り込むものとする。
6. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出があった場合は控除して支給する。

（報酬等の計算）

第6条 新たに役員等に就任した者は、就任した月から報酬を支給する。

2 役員等が退任又は解任された場合は、退任した月まで報酬を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公 表）

第8条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2に定める報酬等の支給の基準として公

表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日より実施する。

この規程は、平成9年4月1日より実施する。

この規程は、平成12年12月1日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

この規程は、令和4年4月1日より実施する。

この規程は、令和7年4月1日より実施する。

別 表

役職名	報酬の額
理事長	月額200,000円～2,000,000円
理事	月額 50,000円～1,500,000円
非常勤理事	月額 50,000円～ 300,000円
監事	月額 50,000円～ 300,000円
評議員報酬	1回 25,000円